教第1号議案

令和5年度使用教科用図書の採択要領を定める件について 神戸市立学校における令和5年度使用教科用図書の採択要領を次のように設定する。 令和4年4月12日提出

神戸市教育委員会事務局 事務局長 高田 純

市立高等学校等における令和5年度使用教科用図書の採択について

1. 概要

教科用図書(以下、教科書)の採択に関しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第21条第6号に基づき、採択の権限を有する所管の教育委員会が採択を行っており、教科書 の採択手続きの根拠となる採択要領の決定を行う。

2. 参考

- ・市立高等学校及び特別支援学校高等部では各学校の実態に応じて毎年、教科書の採択を行っている。
- ・小・中学校特別支援学級及び特別支援学校小・中学部においては、障害のある児童・生徒の 実態に応じた最も適切な教科書(一般図書)の採択を毎年行っている。
- ・義務教育である小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校 の小・中学部の教科書採択手続きについては教科用図書の無償措置法によって定められてい る。市立高等学校及び特別支援学校高等部でもこの法律を準用し、教科書採択手続きを行っ ている。

令和5年度使用教科用図書の採択要領

1 基本方針

神戸市教育委員会(以下「教育委員会」という)は、学習指導要領及び神戸市小学校教育課程基準、神戸市中学校教育課程基準、神戸市立高等学校教育課程編成の手引き、神戸市立特別支援学校教育課程編成の手引等に則して教科用図書(以下、教科書)に関する調査研究を行い、適正かつ公正に採択する。採択後は、採択結果など採択に関する情報の公表を行い、開かれた採択を推進する。

文中の小学校には、義務教育学校前期課程を含み、中学校には義務教育学校後期課程を含む。(以下同じ)

2 採択までの手続き

(1) 小・中学校、小・中学校特別支援学級及び特別支援学校小・中学部

小学校、小学校特別支援学級及び特別支援学校小学部は、令和元年度に採択し、令和2年度より使用している教科書を継続使用する。(次回、令和5年度採択)※6年度から使用

中学校、特別支援学級及び特別支援学校中学部は、令和2年度に採択し、令和3年度より使用している教科書を継続使用する。(次回、令和6年度採択)※7年度から使用

ただし、新規一般図書については、障害のある児童・生徒の実態に応じた最も適切な教科書を 採択するため、教科書調査員会を設けて毎年調査し、教育委員会事務局に報告する。教育委員会 事務局は、教育委員会に報告書を提出する。

(2) 高等学校及び特別支援学校高等部

各学校に、校長を委員長とする教科用図書選定委員会を設け、毎年自校の教育課程に則した教科書を選定し、校長が教育委員会に報告する。なお、特別支援学校高等部においては、障害のある生徒の実態に応じた最も適切な教科書を採択するため、校長が一般図書も併せて毎年、選定・報告する。

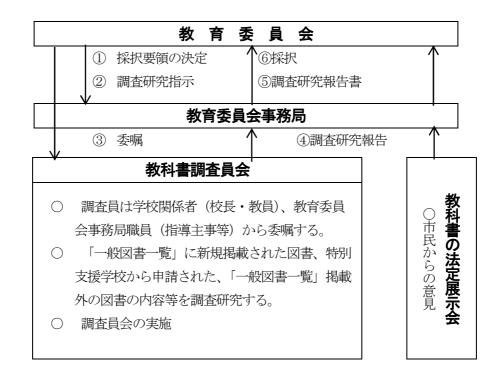
3 採択事務に関する情報公開について

教科書採択の公正確保のため、「教科書調査員会」、「教科用図書選定委員会」の名簿と教育委員会会議の会議録等は採択終了まで非公開とし、その後公開する。

4 教科書の展示

関係法令「教科書の発行に関する臨時措置法施行規則、第5条第2項の規定」の定めるところにより、一定の場所及び期間を定め、教科書を法定展示する。

神戸市立小・中学校特別支援学級及び特別支援学校小・中学部 教科書採択の流れ(一般図書)



【教科書調査員会】

- ・調査員の委嘱は、教育委員会が行う。
- ・ 調査員は、学校関係者(校長・教員)、教育委員会事務局職員とする。

【調査研究する観点】

- ・ 神戸市小学校・義務教育学校(前期課程)教育課程基準(H31.4 発行)、神戸市中学校・義務教育学校(後期課程)教育課程基準(H31.4 発行)、神戸市立特別支援学校教育課程編成の手引き(H23.1 発行)等が示す、目標や内容の達成に最適なものになっていること。
- ・ 児童生徒の障害の状態や発達段階に応じた学習に適していること。
- 児童生徒の興味・関心への配慮がなされていること。
- ・ 系統的な学習指導が可能なものであること。

【教科書の展示と情報公開】

- ・ 神戸市中央教科書センター (総合教育センター) など市内10カ所において教科書の法定展示会を実施 する。
- 市民から教科書について出された意見を教育委員会に報告する。
- ・ 教育委員会会議で教科書が採択された後、市民情報サービス課の閲覧室で、教科書調査員会の名簿等の 情報を公開する。

令和5度使用神戸市立小・中学校特別支援学級及び 特別支援学校小・中学部教科書の採択事務日程(予定)

令和4年

月	日	曜	内容					
4	12	火	教育委員会会議					
			「令和5年度使用教科用図書の採択要領」決定					
5	中旬		第1回教科書調査員会					
			採択要領の確認(公正確保・非公開など)					
			調査研究の役割、方法、観点、記録などについて確認					
			調査日程の計画及び実施、報告について確認					
6	初旬		第2回教科書調査員会					
			調査研究					
6	中旬		第3回教科書調査員会					
			調査研究報告					
6	14	火	教科書の展示会 (意見箱に投函される市民からの意見を受け取る)					
>	>	>	場所:総合教育センター、中央図書館、東灘図書館、灘図書館、					
7	2	土	北図書館、新長田図書館、西図書館、北神図書館、兵庫図書館					
			名谷図書館(全10カ所)					
			月日:総合教育センター 6月14日(火)~7月1日(金)(14日間)					
			各図書館 6月17日(金) ~ 7月2日(土)(14日間)					
7	5	火	教育委員会会議					
			「令和5年度使用小・中学校特別支援学級、特別支援学校小・中学部教科書」					
			採択					
9	初旬		採択後情報開示					
			採択結果、採択関係資料等を公開					

神戸市立高等学校、特別支援学校高等部 教科書採択の流れ

 教育委員会
 ④ 採択決定

 ② 採択要領の通知
 ③ 報告書の提出

 【学校】
 委員・・・校長が委嘱委員長は校長が務める

 1. 調査研究
 2. 選定資料の作成

 校長は選定委員会の調査研究をもとにして、自校の教科書を選定し申請する。
 意見

【教科用図書選定委員会】

- 選定委員会の委員長は、校長が務める。
- ・ 委員の委嘱は、校長がおこなう。
- 委員は、教頭、教員、保護者等とする。

【選定する観点】

- ・ 神戸市立高等学校教育課程編成手引き (R2.10 発行) 等が示す目標や内容の達成に最適なものになっていること
- ・ 単元や教材の分量、配列、程度が適切であること
- 生徒の興味関心への配慮がなされていること
- ・ 生徒の発達の段階に適応していること など

【教科書の展示】

・ 神戸市中央教科書センター (総合教育センター)、神戸市立中央図書館の神戸市内2カ所において、教科書の展示会を実施する。

【情報公開】

・ 教育委員会会議で教科書が採択された後、市民情報サービス課の閲覧室で、教科書採択に係る申請書等 を公開する。

令和5年度使用神戸市立高等学校及び特別支援学校高等部 教科書の採択事務日程(予定)

令和4年

月	目	曜	内容					
4	12	火	教育委員会会議					
			「令和5年度使用教科用図書の採択要領」決定					
5	6	金	各校において選定委員会を設置し選定作業を実施					
>	>	>	①校長が委員を委嘱					
6	17	金	②採択要領の確認(公正確保・非公開など)					
			③調査研究の役割、方法、観点、記録などの確認					
			④調査研究·報告					
			⑤調査研究のまとめ					
			⑥各科教科書の選定					
			⑦報告書の提出					
6	14	火	教科書の展示会 (意見箱に投函される市民からの意見を受け取る)					
>	>	>	場所:総合教育センター、中央図書館 (全2カ所)					
7	2	土.						
			月日:総合教育センター 6月14日(火)~ 7月1日(金)(14日間)					
			中央図書館 6月17日(金) ~ 7月2日(土)(14日間)					
7	5	火	教育委員会会議					
			「令和5年度使用神戸市立高等学校教科書」採択					
			「令和5年度使用特別支援学校高等部教科書」採択					
			県教育委員会事務局に採択教科書を報告					
9	初旬		採択後情報開示					
			採択結果、採択関係資料等を公開					

教委指第 1881 号 教委学第 2950 号 教委特第 2756 号 教委教第 9001 号 令和 4 年 4 月 1 日

小 中 学 校 長 様 義 務 教 育 学 校 長 様 特 別 支 援 学 校 長 様 教育委員会事務局各課長様

教 育 長

小・中・義務教育学校及び特別支援学校小・中学部教科用図書採択 の公正確保について(通達)

教科用図書採択の公正を確保するため、下記について所属職員すべてに周知徹底を図られたい。

記

- 1. 教科用図書の採択は、採択権者の判断と責任において公正に行われる必要があり、外部からの不当な関与により採択結果が左右されることのないよう、適切な対応がなされなければならない。
- 2. 教科用図書発行者(以下、発行者)と接触する場合は、以下の規定に従って対応すること。
- (1) 検定期間及び採択期間
 - ・執筆等の場合を除いて発行者とは接触してはならない。
 - ・検定申請原稿本(いわゆる白表紙本)や検定申請原稿本に関する教師用指導書及びそれらの一部の写し等を一切受け取ってはならない。また、内容についても見てはならない。
 - ・教科用図書の見本本(発行年月日が未記入)、及びその一部の写し等を一切受け取ってはならない。個人 宛等に発行者から送付されてきた場合は、直ちに管理職及び教科指導課長又は特別支援教育課長宛に報告 すること。
 - ・発行者が主催し又は関与する講習会、研究会等に参加してはならない。
- (2) 検定期間及び採択期間以外の期間
 - ・発行者による学校内における簡易な意見聴取や内容説明等は可とするが、接触した場合は学校長に報告すること。
- (3) 全期間
 - ・金銭を受け取らない場合や勤務時間外であっても、発行者から執筆や編集および学校外における助言等の依頼があり、それを受けようとする場合は、発行者から日時・場所・依頼事項・交通費等を記載した文書の提出を求め、管理職に報告し、教職員課に兼職(兼業)の申請を行い、許可を得ること。
 - ※兼職 (兼業) の許可を得て、執筆や編集および学校外における助言等を行った者は、教科用図書採 択事務にかかわることができない。
- 3. 発行者や発行者と関係のある業者との接触にあたっては、その名目の如何を問わず、金品の収受、飲食、便宜の供与を受けるなどの行動をとってはならない。また、「神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例(神戸市コンプライアンス条例)」に基づき、勧誘等があった場合は、直ちに管理職及び教科指導課長又は特別支援教育課長宛に報告すること。
 - ・兼職 (兼業) の許可を得た場合、執筆等に係る報酬、執筆や学校外における助言等に係る交通費、宿泊費の実費の受領は認められるが、物品の受領や飲食の無償提供は認められない。
- 4. 教科用図書の宣伝行為等にあたるような言動は厳に慎むこと。
- 5. 不明な点については、所管課に問合せをすること。

所管課:教育委員会事務局 学校教育部 教 科 指 導 課 (小中学校:984-0808) 特別支援教育課 (984-0735)

総務部教職員課(984-0630)

教委指第 1881 号 教委学第 2950 号 教委特第 2756 号 教委教第 9001 号 令和 4 年 4 月 1 日

高 等 学 校 長 様 特 別 支 援 学 校 長 様 教育委員会事務局各課長様

教 育 長

高等学校及び特別支援学校高等部教科用図書採択の公正確保について(通達)

教科用図書採択の公正を確保するため、下記について所属職員すべてに周知徹底を図られたい。

記

- 1. 教科用図書の採択は、採択権者の判断と責任において公正に行われる必要があり、外部からの不当な関与により採択結果が左右されることのないよう、適切な対応がなされなければならない。
- 2. 教科用図書発行者(以下、発行者)と接触する場合は、以下の規定に従って対応すること。
- (1) 学校が調査・選定を始める日から採択が決定するまでの期間
 - ・執筆等の場合を除いて発行者とは接触してはならない。
 - ・検定申請原稿本(いわゆる白表紙本)や検定申請原稿本に関する教師用指導書及びそれらの一部の写し 等を一切受け取ってはならない。また、内容についても見てはならない。
 - ・教科書選定を目的として学校に提供される教科用図書の見本本(発行年月日が未記入、各科目1冊)以外の見本本、及びその一部の写し等を一切受け取ってはならない。個人宛等に発行者から送付されてきた場合は、直ちに管理職及び学校教育課長又は特別支援教育課長宛に報告すること。
 - 発行者が主催し又は関与する講習会、研究会等に参加してはならない。
- (2) 学校が調査・選定を始める日から採択が決定するまでの期間以外の期間
 - ・発行者による学校内における簡易な意見聴取や内容説明等は可とするが、接触した場合は学校長に報告すること。
- (3) 全期間
 - ・金銭を受け取らない場合や勤務時間外であっても、発行者から執筆や編集および学校外における助言等の依頼があり、それを受けようとする場合は、発行者から日時・場所・依頼事項・交通費等を記載した 文書の提出を求め、管理職に報告し、教職員課に兼職(兼業)の申請を行い、許可を得ること。
 - ※兼職 (兼業) の許可を得て、執筆や編集および学校外における助言等を行った者は、教科用図書採 択事務にかかわることができない。
- 3. 発行者や発行者と関係のある業者との接触にあたっては、その名目の如何を問わず、金品の収受、飲食、便宜の供与を受けるなどの行動をとってはならない。また、「神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例(神戸市コンプライアンス条例)」に基づき、勧誘等があった場合は、直ちに管理職及び学校教育課長又は特別支援教育課長宛に報告すること。
 - ・兼職 (兼業) の許可を得た場合、執筆等に係る報酬、執筆や学校外における助言等に係る交通費、宿泊費の実費の受領は認められるが、物品の受領や飲食の無償提供は認められない。
- 4. 教科用図書の宣伝行為等にあたるような言動は厳に慎むこと。
- 5. 不明な点については、所管課に問合せをすること。

所管課:教育委員会事務局 学校教育部 学校教育 課 (高等学校:984-0716)

特別支援教育課 (984-0735)

総務部教職員課(984-0630)

令和5年度使用教科書展示会について

(1) 教科書の展示について

文部科学省検定・著作教科書の展示会を市内 10 か所で実施する。(小中学校で現在使用されている教科書も展示する。また、特別支援学級、特別支援学校分として文部科学省著作教科書を展示する。)

(2) 展示会場、開催期間及び時間

会 場 (10)	期間	展示期間中の 休館日	見本本
神戸市中央教科書センター 神戸市総合教育センター 中央区東川崎町1-3-2	6月14日 (火) ~7月1日 (金) 9:00~17:00	土曜日日曜日	小中特 高
神戸市第2教科書センター 神戸市立中央図書館 中央区楠町7-2-1	6月17日(金)~7月2日(土) 9:15~20:00 *日曜は 9:15~18:00	月曜日	小中特 高
神戸市第3教科書センター 神戸市立東灘図書館 東灘区住吉東町2-3-40	6月17日(金)~7月2日(土) 10:00~20:00 *日曜は10:00~18:00	月曜日	小中特
神戸市第4教科書センター 神戸市立灘図書館 灘区永手町4-2-1	6月17日(金)~7月2日(土) 10:00~20:00 *日曜は10:00~18:00	月曜日	小中特
神戸市第5教科書センター 神戸市立北図書館 北区鈴蘭台西町1-22-1	6月17日(金)~7月2日(土) 10:00~20:00 *日曜は 9:00~17:00	月曜日	小中特
神戸市第6教科書センター 神戸市立新長田図書館 長田区細田町7-1-27 市営細田住宅内	6月17日(金)~7月2日(土) 10:00~20:00 *日曜は10:00~18:00	月曜日	小中特
神戸市第7教科書センター 神戸市立西図書館 西区糀台5-6-1	6月17日(金)~7月2日(土) 10:00~20:00 *日曜は 9:00~17:00	月曜日	小中特
神戸市第8教科書センター 神戸市立北神図書館 北区藤原台中町1-2-2	6月17日(金)~7月2日(土) 10:00~20:00 *日曜は10:00~18:00	月曜日	小中特
神戸市第9教科書センター 神戸市立兵庫図書館 兵庫区駅南通5-1-1	6月17日(金)~7月2日(土) 10:00~20:00 *日曜は10:00~18:00	月曜日	小中特
神戸市第10教科書センター 神戸市立名谷図書館 須磨区中落合2-2-4 大丸須磨店4F	6月17日(金)~7月2日(土) 10:00~20:00 *日曜は10:00~18:00	火曜日	小中特